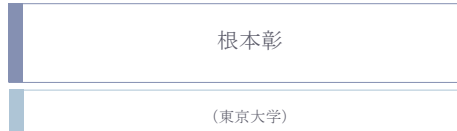
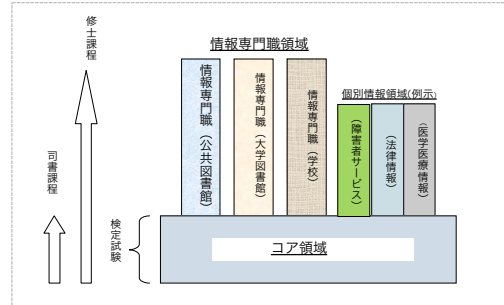


## 司書養成と図書館学教育の歴史的関係

1968年省令科目改正前後の状況を中心に



## LIPER (2003-2006)の提言



## 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」

- ▶ 2006年3月「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして」発表
- ▶ 2006年7月～「図書館に必要とされる司書の在り方について」をテーマに検討開始
- ▶ 2006年12月教育基本法改正
- ▶ 2007年教育三法改正議論
  - ▶ 学校教育法 教員免許法など 地方教育行政法
- ▶ それ以外の教育法の改正

## 司書養成に関する戦後体制の見直し

- ▶ 1950年図書館法
  - ▶ 司書・司書補の制度化
  - ▶ 現職者に対する講習による資格付与
- ▶ 1968年図書館法施行規則改正
  - ▶ 1960年代の日図協の議論
  - ▶ 講習科目15単位→19単位
- ▶ 1997年図書館法施行規則改正
  - ▶ 生涯教育政策における位置づけ
  - ▶ 講習科目19単位→20単位

## 司書資格の付与

- ▶ 図書館法5条1項
  - ▶ ①大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
  - ▶ ②大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
  - ▶ ③3年以上司書補として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

## 博物館法との比較

	図書館法	博物館法
5条1項1号	大学又は高等専門学校を卒業した者で、司書の講習を修了したもの	学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
5条1項2号	大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの	大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの
5条1項3号	3年以上司書補の経験 司書の講習を修了したもの	文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

## 図書館学教育の基準

- ▶ 図書館法における「図書館に関する科目」
  - ▶ 法的には明文化されず
- ▶ 司書資格の発行責任者は誰なのか？
  - ▶ 講習は文部科学大臣
  - ▶ それでは大学の司書課程は？
- ▶ 歴史的に二つの解釈
  - ▶ 大学長あるいは部局長→大学基準委員会
  - ▶ 省令科目の読み換え

## 司書課程の制度的根拠

- ▶ 図書館法施行規則附則第3項
  - ▶ 司書講習を受ける者のうち、大学の学生、聴講生、研究生で「司書の科目に相当する単位」を修得した場合には講習科目として認めるという規程
- ▶ 1953年から1967年まで、文部省が大学で開講している科目を認定して取得者に資格証明書を出していた

## 大学基準協会

- ▶ 大学での図書館養成基準
- ▶ 1949年「図書館員養成課程基準」
  - ▶ 20単位の必修科目
- ▶ 1954年「図書館学教育基準」
  - ▶ 図書館学の専門課程として38単位以上の修得を要求

## 1960年代日図協教育部会の議論

- ▶ 1959年図書館学教育部会が発足
- ▶ 1963年図書館学改善委員会が設置
  - ▶ 委員長：深川恒喜
  - ▶ ドキュメンテーションなど専門的な活動
  - ▶ 大学における図書館専門職養成の議論の高まり
  - ▶ 図書館職員養成所の大学昇格
  - ▶ 小委員会：公共、大学、特殊専門、学校
- ▶ 1965年「図書館学教育改善試案」発表
  - ▶ 大学で実施可能な統一的なカリキュラム案の策定
  - ▶ コア科目20単位と選択科目

## 「司書講習等の改善に関することについての会議」1967

- ▶ 文部省社会教育局長の諮問に応じて臨時的につくられた会議
- ▶ 議長：岡田温（図書館短期大学長）

委員	所属
裏田武夫	東京大学教育学部助教授
深川恒喜	東京学芸大学教育学部教授
藤川正信	慶應大学文学部助教授
和田吉人	東洋大学社会学部助教授
上里美須丸	千葉県立中央図書館長
石井富之助	小田原市立図書館長

## 会議報告書の概要

- ▶ 法改正で「**上級司書**」（仮称）を規定すべきことを前提に別表IIの講習科目**38単位案**を示す。
- ▶ 即時の法改正ができない場合には、**法改正の第一段階**として省令改正によって現行司書講習を別表Iの**19単位科目表**に改訂する。
- ▶ **司書補は将来的に廃止されるべき**なので、ここでの審議からははずした。
- ▶ 司書講習の実施地域、実施大学、受講者資格、実施内容、講師選定、講習内容、司書補講習との分離など、効果を上げるための指導を強化する
- ▶ 大学での**司書養成**については、図書館学科を設けられるよう考慮し、その場合の科目および単位数は別表I,IIを参考にし、大学基準協会の図書館学教育基準を下回らないようにする

### 別表1と別表2の比較（必修のみ）

	別表1(19単位)	別表2(38単位)
図書館学概論		○
図書館通論	○	○
図書館資料論	○	○
参考業務 I 同演習	○○	○○
参考業務 II 同演習		○○
資料分類法 I 同演習	○○	○○
資料分類法 II 同演習		○○
資料目録法 I 同演習	○○	○○
資料目録法 II 同演習		○○
二次文献作成法		○
図書館管理概説		○
図書館活動	○	○
図書館地域計画論		○

### 1968年省令改正

- ▶ 法改正は行われなかった
- ▶ 省令改正により講習科目を15単位から19単位に変更した
- ▶ 中島俊教(文部省社会教育課担当官)
  - ▶ 「図書館界の総意によって、法改正は可能である」

### 1970年代教育部会での議論

- ▶ 図書館学教育基準委員会(1971-1972)
  - ▶ 図書館学教育改善試案(1972)
    - ▶ 司書講習廃止＝養成を大学に限定
    - ▶ 館種を超えた養成の体系を示す
    - ▶ 学歴と図書館学教育によって専門司書、普通司書、司書補の区分をつくった
  - ▶ 図書館協会内での批判を浴びる
    - ▶ グレード制の導入
    - ▶ 講習廃止

### その後の議論

- ▶ 1975「図書館学教授要目」(日図協)
- ▶ 1977「図書館・情報学教育基準」(大学基準協会)
- ▶ 1980「図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法」(大学基準協会)
- ▶ 1981「図書館事業基本法要綱(案)」
- ▶ 1997「図書館法施行規則」改正

### まとめ

- ▶ 図書館界が館種を超えた養成の議論をしたのは、1970年代前半まで。
- ▶ それ以降は、図書館(情報)学教育と司書養成は切り離されて議論されるようになる。
- ▶ LIPEER報告は、この30年の空白を埋めるための議論の素材を提供